

著作権の扱いについて（必ずご確認ください）

熊本日日新聞社

● 書作品制作に関する注意

詩文や歌詞、俳句、短歌などの文芸作品を書の題材として利用し発表する場合、その権利者（著作者、相続人その他の承継人、著作権等管理事業者等）から、当該利用内容に応じた利用許諾を得る必要があります。著作物を利用する際は、許諾条件に反する改変や、必要な範囲を超える利用はできません。また、後々のトラブルを避けるために、必ず許諾条件が確認できる書面または電子メール等の記録を得てください。

● 著作権の保護期間

著作権の保護期間は、原則として著作者の死後70年（死亡した年の翌年1月1日から起算し、その満了年の12月31日まで）です。翻訳物を題材とする場合は、原著物と翻訳物の双方の権利関係を確認してください。原著物の保護期間が満了していても、翻訳に創作性があれば、翻訳物自体は翻訳者の死後70年まで保護されます。

● 自分の書の著作権は？

著作権者が出品者本人である場合、本展への出品申込をもって、出品者は主催者に対し、本展の審査、展示、撮影、新聞紙面等への掲載その他本展の広報に必要な範囲で、著作物の利用を許諾したものとみなします。

● 熊日が主催する書道展における規定

①出品する書作品の題材詩（詞）文が著作権で保護されている場合、出品者の責任で各自が著作権者（著作者、相続人その他の承継人、著作権等管理事業者、出版社・音楽出版社等）に対し、下記利用態様について必要な利用許諾を取得してください。主催者は個別の許諾手続きについて関知はいたしません。

- (1) 著作物を利用して書作品を制作する許諾（複製、改変を伴う場合は必要に応じ翻案等を含める）
- (2) 著作物を利用して制作した書作品を、展覧会（無料入場）に展示する許諾
- (3) 著作物を利用して制作した書作品を、撮影する許諾
- (4) 著作物を利用して制作した書作品を、新聞紙面等に掲載する許諾

②出品する書作品の題材詩（詞）文が著作権で保護されている場合、出品表の「著作物利用」の欄にチェックすること。あわせて別紙の「著作物利用報告書」を作成して、申し込み時に提出すること。

③前項について、提出した許諾の内容に不備あるいは虚偽が含まれることが認められた場合、当該出品作品は審査、展示および掲載の対象から除外することがあります。出品者はこの措置に異議を申し立てることはできません。

著作権の扱いについて（必ずご確認ください）

熊本日日新聞社

著作権利用許諾申請の一例

◆詩・俳句・短歌などの文芸作品を素材にしたい場合

- ①『公益社団法人 日本文藝家協会』（<https://shinsei.bungeika.or.jp/>）の「9 書道展」申請フォームに沿って申請する ※抜粋使用時は全文掲出が必要です。
- ②許諾を受け、著作権料を支払う（著作物により料金が異なります）
- ③出品表の該当作品にチェックをつける
- ④出品申込時に、利用作品ごとに「著作物利用報告書」を添付する

◆歌詞（音楽関係）を素材にしたい場合

- ①『JASRAC』のサイト（<https://www.jasrac.or.jp/users/product/>）で「書道作品・美術作品等」を確認し、オンラインライセンス窓口「J-RAPP」等から申請する ※JASRAC 非管理作品は他の権利者に直接確認が必要です。
- ②許諾を受け、著作権料を支払う（著作物により料金が異なります）
- ③出品表の該当作品にチェックをつける
- ④出品申込時に、利用作品ごとに「著作物利用報告書」を添付する

◆不明の場合のお問い合わせ

『著作権テレホンガイド』（TEL03-5333-0393）月～金曜 午前10時～正午、午後1～4時
※メール、FAXによるご相談、面談は受け付けておられません